

# 主任介護支援専門員更新研修について

## 1 有効期間について

主任介護支援専門員更新研修修了年月日から5年間

※平成 28 年度からの主任介護支援専門員（更新）研修修了書には、有効期間が記載されます。

## 2 主任介護支援専門員更新研修受講要件について

次の①～⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画<sup>※1</sup>・講師やファシリテーター<sup>※2</sup>の経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年6回<sup>※3</sup>以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等<sup>※4</sup>において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※1 兵庫県介護支援専門員協会、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、兵庫県社会福祉研修所、地域包括支援センター及び行政機関が行う研修であって、兵庫県以外で実施したものを含み、研修実施機関の証明があるものとする。（証明書の様式は問わない）

※2 兵庫県介護支援専門員協会、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）及び兵庫県社会福祉研修所、地域包括支援センターが行う研修であって兵庫県以外で実施したものを含み、研修実施機関の証明があるものとする。（証明書の様式は問わない）

※3 毎年受講が望ましいが、4月～翌年3月までの1年間に6回以上とし、修了証の更新後5年間のうちいずれかの年度において回数を満たしていれば可とする。なお、複数日にわたる研修会については、受講日数を回数として数えることも可。研修実施機関の範囲については、本会、本会の地域支部及びエリア、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、社会福祉研修所（介護支援専門員に関わる研修に限る）、地域包括支援センター及び行政機関が行う研修であって、兵庫県以外で行われたものを含み、受講日を明記した履修証明書の交付を受けなければならない。（証明書の様式は問わない）

※4 日本介護支援専門員協会のブロック及び都道府県支部が行う研究大会も含む。ただし、研究発表にかかる自己申告書に記入の上、証拠書類（大会プログラム及び発表抄録のコピー等）を添付すること。発表抄録の中に氏名が記載されていれば、当日の発表者でなくとも可とする。

## 3 主任介護支援専門員更新時期について

介護支援専門員証の有効期間5年以内に、主任介護支援専門員更新研修を受講・修了すれば、更新にかかる研修（専門研修課程Ⅱ、更新研修A（後期）、更新研修B）の受講が免除され、主任介護支援専門員更新研修後5年間は証の有効期間になります。（初回の主任更新研修修了時に5年の有効期間が決定された後は、有効期間5年以内に次回の主任更新研修を受講することにより、有効期間は途切れることなく更新されることとなります。）また、平成18年度から平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した方は、次のとおり経過措置期間が設けられています。

平成18～23年度までに主任研修を修了した方	→ 平成28、29、30年度のいずれかに最初の主任介護支援専門員更新研修を受講
平成24、25年度に主任研修を修了した方	→ 平成28、29、30、31年度のいずれかに最初の主任介護支援専門員更新研修を受講

平成26年度の主任研修修了者は、平成30年度または31年度に初回の主任介護支援専門員更新研修受講になります。

#### 4 更新にあたってのご注意

○主任介護支援専門員更新研修を期間内に受講しない場合、主任介護支援専門員ではなくなります。

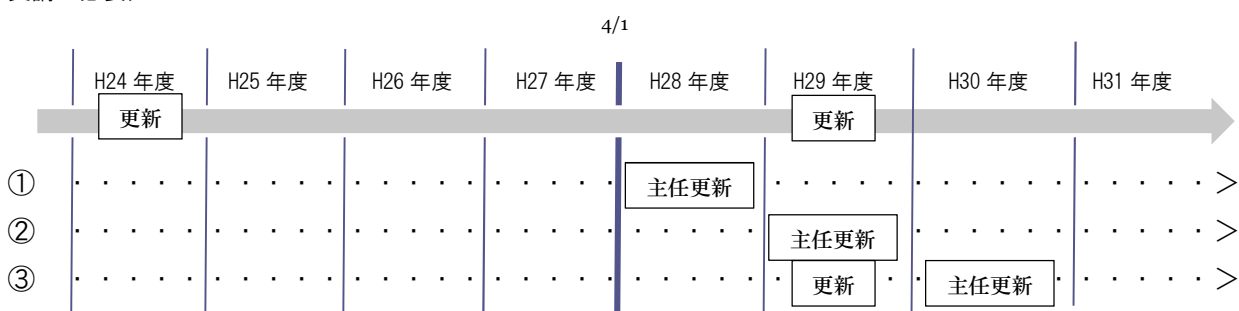
※再び、主任介護支援専門員として実務に就く場合には、改めて主任介護支援専門員研修を受講することになります。

○主任介護支援専門員更新研修では、各科目における到達目標を達成しているかについて、修了評価を実施し判定することとなっています。

※判定の結果によっては、受講した年度に主任介護支援専門員更新研修の修了が認められない場合があります。

#### ○主任介護支援専門員更新時期のイメージ図

例：介護支援専門員証の有効期間満了日が平成 29 年度で、主任介護支援専門員を平成 21 年度に取得している場合。（介護支援専門員証は平成 29 年度に更新する必要があり、主任介護支援専門員更新研修は平成 30 年度に受講が必要）



選択できる方法は 3 パターンになります。

①平成 28 年度に主任介護支援専門員更新研修を受講し、その後 5 年間で介護支援専門員証の有効期間になる。

②平成 29 年度に主任介護支援専門員更新研修を受講し、その後 5 年間で介護支援専門員証の有効期間になる。

③平成 29 年度に更新研修（専門研修課程Ⅱ）を受講して証を更新、平成 30 年度に主任介護支援専門員更新研修受講し主任を更新し、その後 5 年間で介護支援専門員証の有効期間になる。